

許認可等の内容	社会福祉法人の設立に係る定款の認可		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 32 条		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 27 年 3 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>社会福祉法人の設立に係る定款の認可は、法第 31 条第 1 項及び第 32 条並びに「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」の規定に基づき行う。</p>			
変更日 令和 2 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 8 月 1 日			

許認可等の内容	社会福祉法人の定款の変更の認可		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 43 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 27 年 3 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>社会福祉法人の定款の変更の認可は、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」の規定に基づき行う。</p>			
変更日 令和 2 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 8 月 1 日			

福祉 1 - 3

許認可等の内容	社会福祉法人の解散の認可又は認定		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 46 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 27 年 3 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>社会福祉法人の解散の認可又は認定は、法第 46 条第 1 項、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」の規定に基づき行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 8 月 1 日</p>			

福祉 1 - 4

許認可等の内容	社会福祉法人の合併の認可		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 50 条第 3 項又は第 54 条の 6 第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 27 年 3 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可は、法第 50 条第 4 項又は第 54 条の 6 第 3 項において準用する第 32 条、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」及び「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」の規定に基づき行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 8 月 1 日</p>			

許認可等の内容	社会福祉充実計画の承認		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 29 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 社会福祉充実計画の承認は、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」の規定に基づき行う。			

許認可等の内容	社会福祉充実計画の変更の承認		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 29 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 社会福祉充実計画の変更の承認は、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」の規定に基づき行う。			

福祉 1 - 7

許認可等の内容	社会福祉充実計画の終了の承認		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 55 条の 4		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 29 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>社会福祉充実計画の終了の承認は、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1 - 8

許認可等の内容	社会福祉施設の設置の許可		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 62 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>社会福祉施設の設置の許可は、法第 62 条第 4 項、「鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 45 号）」、「鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 46 号）」、「鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 47 号）」、「鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 48 号）」、「鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 58 号）」、「鳥取市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 66 号）」、「鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 68 号）」、「鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 61 号）」及び「鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 29 年鳥取市規則第 46 号）」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	社会福祉施設の変更の許可		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 63 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>社会福祉施設の変更の許可は、法第 63 条第 3 項において準用する第 62 条第 4 項、「鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 45 号）」、「鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 46 号）」、「鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 47 号）」、「鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 48 号）」、「鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 58 号）」、「鳥取市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 66 号）」、「鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 68 号）」、「鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 61 号）」及び「鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 29 年鳥取市規則第 46 号）」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	第一種社会福祉事業の経営の許可		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 67 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>第一種社会福祉事業の経営の許可は、法第 67 条第 4 項の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1-11

許認可等の内容	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可		
根拠法令及び条項	老人福祉法第 15 条第 4 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可は、「鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 46 号）」、「鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 47 号）」及び「鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 48 号）」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1-12

許認可等の内容	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可		
根拠法令及び条項	老人福祉法第 16 条第 3 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可は、「鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 46 号）」、「鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 47 号）」及び「鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 48 号）」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	指定居宅サービス事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 41 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設定日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>指定居宅サービス事業者の指定は、法第 70 条第 2 項及び「鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年鳥取市条例第 51 号）」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	指定地域密着型サービス事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設定日	平成 18 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>指定地域密着型サービス事業者の指定は、法第 78 条の 2 第 4 項及び第 6 項並びに「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年鳥取市条例第 45 号）」の規定に基づき行う。</p>			
<p>変更日 平成 25 年 4 月 1 日 変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

福祉 1-15

許認可等の内容	指定居宅介護支援事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 46 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>指定居宅介護支援事業者の指定は、法第 79 条第 2 項及び「鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 51 号)」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1-16

許認可等の内容	指定介護老人福祉施設の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 48 条第 1 項第 1 号		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>指定介護老人福祉施設の指定は、法第 86 条第 2 項及び「鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 48 号)」の規定に基づき行う。</p>			



許認可等の内容	指定介護予防サービス事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 53 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>指定介護予防サービス事業者の指定は、法第 115 条の 2 第 2 項及び「鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 52 号)」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、法第 115 条の 12 第 2 項及び第 4 項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年鳥取市条例第 46 号）」の規定に基づき行う。</p>			
<p>変更日 平成 25 年 4 月 1 日 変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

福祉 1 - 19

許認可等の内容	指定介護予防支援事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 58 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>指定介護予防支援事業者の指定は、法第 115 条の 22 第 2 項及び「鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26 年鳥取市条例第 38 号)」の規定に基づき行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

福祉 1 - 20

許認可等の内容	指定居宅サービス事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 70 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>「指定居宅サービス事業者の指定」の審査基準を準用する。</p>			

許認可等の内容	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 78 条の 12 (第 70 条の 2 第 1 項準用)		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定地域密着型サービス事業者の指定」の審査基準を準用する。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 25 年 2 月 28 日  変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	指定居宅介護支援事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 79 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定居宅介護支援事業者の指定」の審査基準を準用する。			

福祉 1 - 23

許認可等の内容	指定介護老人福祉施設の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 86 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定介護老人福祉施設の指定」の審査基準を準用する。			

福祉 1 - 24

許認可等の内容	介護老人保健施設の開設の許可		
根拠法令及び条項	介護保険法第 94 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 介護老人保健施設の開設の許可は、法第 94 条第 3 項から第 5 項まで並びに「鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 49 号)」の規定に基づき行う。			

許認可等の内容	介護老人保健施設の変更の許可		
根拠法令及び条項	介護保険法第 94 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 介護老人保健施設の変更の許可は、法第 94 条第 3 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 5 項並びに「鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 49 号)」の規定に基づき行う。			

許認可等の内容	介護老人保健施設の許可の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 94 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「介護老人保健施設の開設の許可」の審査基準を準用する。			

福祉 1-27

許認可等の内容	介護老人保健施設の管理者の承認		
根拠法令及び条項	介護保険法第 95 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 介護老人保健施設の管理者の承認は、鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 49 号)の規定に基づき行う。			

福祉 1-28

許認可等の内容	医師以外の者の介護老人保健施設の管理者の承認		
根拠法令及び条項	介護保険法第 95 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 医師以外の者の介護老人保健施設の管理者の承認は、鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 49 号)の規定に基づき行う。			

許認可等の内容	介護医療院の開設の許可		
根拠法令及び条項	介護保険法第 107 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>介護医療院の開設の許可は、法第 107 条第 3 項から第 5 項まで並びに「鳥取市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年鳥取市条例第 20 号)」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	介護医療院の開設の変更の許可		
根拠法令及び条項	介護保険法第 107 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>介護医療院の開設の変更の許可は、法第 107 条第 3 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 5 項並びに「鳥取市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年鳥取市条例第 20 号)」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1-31

許認可等の内容	指定介護療養型医療施設の指定の更新		
根拠法令及び条項	健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 107 条の 2 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>指定介護療養型医療施設の指定の更新は、旧法第 107 条の 2 第 4 項において準用する第 107 条第 3 項及び「鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 50 号)」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1-32

許認可等の内容	介護医療院の許可の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 108 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>「介護医療院の開設の許可」の審査基準を準用する。</p>			



許認可等の内容	指定介護療養型医療施設の指定の変更		
根拠法令及び条項	健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 108 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>指定介護療養型医療施設の指定の変更は、旧法第 108 条第 2 項において準用する第 107 条第 4 項及び「鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 50 号)」の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	介護医療院の管理者の承認		
根拠法令及び条項	介護保険法第 109 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>介護医療院の管理者の承認は、「鳥取市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年鳥取市条例第 20 号)」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1 - 35

許認可等の内容	医師以外の者の介護医療院の管理者の承認		
根拠法令及び条項	介護保険法第 109 条第 2 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>医師以外の者の介護医療院の管理者の承認は、「鳥取市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年鳥取市条例第 20 号)」の規定に基づき行う。</p>			

福祉 1 - 36

許認可等の内容	指定介護予防サービス事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 11 (第 70 条の 2 第 1 項準用)		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>「指定介護予防サービス事業者の指定」の審査基準を準用する。</p>			

許認可等の内容	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 21（第 70 条の 2 第 1 項準用）		
担当課	地域福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	30 日	設定日	平成 18 年 4 月 1 日
<b>審査基準</b> 「指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定」の審査基準を準用する。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 2 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	指定介護予防支援事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 31（第 70 条の 2 第 1 項準用）		
担当課	地域福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	30 日	設定日	平成 18 年 4 月 1 日
<b>審査基準</b> 「指定介護予防支援事業者の指定」の審査基準を準用する。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 2 年 4 月 1 日			

福祉 1 - 39

許認可等の内容	指定事業者の指定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 29 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 指定事業者の指定は、介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の規定に基づき行う。			

福祉 1 - 40

許認可等の内容	指定介護予防サービス事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 11（第 70 条の 2 第 1 項準用）		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 29 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定事業者の指定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> <p>指定障害福祉サービス事業者の指定は、法第 36 条第 3 項、「鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 55 号)」及び「鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 57 号)」の規定に基づき行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	指定障害者支援施設の指定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> <p>指定障害者支援施設の指定は、法第 38 条第 3 項において準用する第 36 条第 3 項、「鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 56 号)」及び「鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年鳥取市条例第 58 号)」の規定に基づき行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

福祉 1 - 43

許認可等の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 37 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定障害福祉サービス事業者の指定」の審査基準を準用する。			

福祉 1 - 44

許認可等の内容	指定障害者支援施設の指定の変更		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 39 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定障害者支援施設の指定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 41 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定障害福祉サービス事業者の指定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	指定障害者支援施設の指定の更新		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 41 条第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定障害者支援施設の指定」の審査基準を準用する。			

福祉 1-47

許認可等の内容	指定一般相談支援事業者の指定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>指定一般相談支援事業者の指定は、法第 51 条の 19 第 2 項において準用する第 36 条第 3 項及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）」の規定に基づき行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

福祉 1-48

許認可等の内容	指定特定相談支援事業者の指定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>指定特定相談支援事業者の指定は、第 51 条の 20 第 2 項において準用する第 36 条第 3 項及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）」の規定に基づき行う。</p>			



許認可等の内容	指定一般相談支援事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 21 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準	「指定一般相談支援事業者の指定」の審査基準を準用する。		

許認可等の内容	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 21 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準	「指定特定相談支援事業者の指定」の審査基準を準用する。		

福祉 1 - 51

許認可等の内容	指定障害児通所支援事業者の指定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	令和元年 7 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 指定障害児通所支援事業者の指定は、法第 21 条の 5 の 15 第 3 項及び「鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年鳥取市条例第 2 号）」の規定に基づき行う。			

福祉 1 - 52

許認可等の内容	指定障害児通所支援事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 16 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	令和元年 7 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定障害児通所支援事業者の指定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	指定障害児通所支援事業者の指定の変更		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 20 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	令和元年 7 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「指定障害児通所支援事業者の指定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	指定障害児相談支援事業者の指定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 指定障害児相談支援事業者の指定は、法第 24 条の 28 第 2 項において準用する第 21 条の 5 の 15 第 3 項及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）」の規定に基づき行う。			

福祉 1 - 55

許認可等の内容	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条の 29 第 1 項		
担 当 課	地域福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準	<p>「指定障害児通所支援事業者の指定」の審査基準を準用する。</p>		